（届出事項等）

第二百二十四条　法第百二十六条の二第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　共済事業実施組合（信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。）である漁業協同組合及び水産加工業協同組合若しくはそれらの子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百二十六条の二第三号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

二・三　（略）

四　連合会若しくはその子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百二十六条の二第九号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

五～二十一　（略）

２～５　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則第二百四条第一項に規定する説明書類の記載事項は、施行の日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（届出事項等）

第二百二十四条　法第百二十六条の二第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　共済事業実施組合（信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。）である漁業協同組合及び水産加工業協同組合若しくはそれらの子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百二十六条の二第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

二・三　（略）

四　連合会若しくはその子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百二十六条の二第九号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

五～二十一　（略）

２～５　（略）